

神湊漁港施設 新規プレジャーボート係留利用者抽選会 実施要領

(抽選の実施について)

- ・ 神湊漁港プレジャーボート係留施設について、新規係留利用申請者が募集定数を超えた場合は、この実施要領により抽選を行う。

(申請書について)

- ・ 新規係留利用申請者は市が指定する期日までに申請書を提出するものとし、期日を過ぎて提出されたものは無効とする。

(抽選会について)

- ・ 抽選会は市が主催し、管理業務委託を受けている宗像漁業協同組合が立ち会うものとする。また、抽選会は申請者に公開し、立ち会いを認める。

(募集定数について)

- ・ 募集定数については、5 艇とする。(係留番号 7、8、11、17、70)

(抽選方法について)

- ・ 提出された申請書に市が任意の抽選番号を付番する。
- ・ 抽選は係留番号（係留場所）ごとに行い、回転抽選機を使用する。宗像漁業協同組合担当者が抽選機を回して抽選番号を一つ抽出する。抽出された抽選番号の申請者を当選とする。

(抽選結果について)

- ・ 抽選結果については、新規係留利用申請者全員に通知する。

(その他)

- ・ 係留許可期間は令和 5 年 9 月 1 日（金）から令和 6 年 3 月 31 日（日）までとし、その後 1 年毎の更新とする。
- ・ 当選した申請者（プレジャーボート）は特別な事由がない限り、係留許可期間内に係留の取り止めや名義変更はできない。